

加古川市景観まちづくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市景観まちづくり条例(平成10年加古川市条例第20号。

以下「条例」という。)第47条第2項の規定に基づき、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市景観まちづくり助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(助成金の交付対象)

第3条 市長は、次に掲げる行為(以下「助成対象行為」という。)を行おうとする者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

- (1) 景観形成地区又は風景形成地域に係る建築物等の条例第8条又は第14条に掲げる行為で、景観形成基準又は風景形成基準に適合させようとするもの
- (2) 景観形成重要建造物等の保存、修復等をしようとする行為
- (3) 景観樹木等の保存
- (4) 占有敷地の緑化に係る行為であって、別に定める基準に適合するもの
- (5) 景観まちづくり市民協定の区域内において、景観まちづくりに寄与するための行為
- (6) 地区計画等を適用した地区内において指定された地区施設の整備を推進するための行為

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表1から別表5までに掲げる助成対象及び経費の種別に応じて、同表に定める助成率、助成額若しくは助成限度額の範囲内において市長が決定する額の合計額とする。(助成率等の計算上生じる1,000円未満の端数は切り捨

てるものとする。) 但し、助成額については、助成対象行為に要する合理的な経費を算定基礎金額とする。

- 2 前項による助成金の額は、1,000,000 円（同一敷地内における助成対象行為につき既に助成金の交付を受けているときは、1,000,000 円から既に交付を受けた助成金の額を控除した額）を超えては交付しない。

（助成金の交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、景観まちづくり助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 工事等計画図
- (3) 工事費等に係る見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付の申請をする場合において、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（助成金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を審査し、助成金の交付の可否を決定し、景観まちづくり助成金交付（不交付）決定書（様式第2号）により、速やかにその旨を、前条の規定により助成金の交付申請を行った者（以下「助成金申請者」という。）

に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

3 市長は、助成金申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）であって、助成金を交付することにより暴力団を利すると認められるときは、助成金の不交付を決定するものとする。

（申請事項の変更）

第 7 条 前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）が、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、第 5 条に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付した景観まちづくり助成金交付申請変更届（様式第 3 号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（助成対象行為の完了報告等）

第 8 条 助成対象者は、助成対象行為を完了したときは、速やかに景観まちづくり助成対象行為完了報告書（様式第 4 号。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費等に係る支払請求書
- (2) 工事費等に係る領収書（写し）
- (3) 完成写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

（工事等完了検査）

第 9 条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、速やかに当該工事等の完了検査を行うものとする。

（助成金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による完了検査の結果、当該工事が適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を景観まちづくり助成金確定通知書（様式第 5 号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第 11 条 市長は、前条の規定により助成金の額を確定した後において、助成金を助成対象者に交付するものとする。

2 助成対象者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、速やかに景観まちづくり助成金請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反するとき。

（2） 不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

（3） その他景観まちづくりに支障となる行為を行ったとき。

2 市長は、前項の交付決定の取り消しを行ったときは、景観まちづくり助成金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 13 条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、景観まちづくり助成金返還通知書（様式第 8 号）により、期限を定めてこれを返還させるものとする。

2 助成対象者は、助成金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

- 3 助成対象者は、前項の規定により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(助成対象の適正管理)

第 14 条 助成対象者は、当該建築物等、景観樹木等その他助成の対象となった物件の適正な管理に努めなければならない。

(適用除外)

第 15 条 この要綱は、文化財保護法その他の法令に係る対象行為については適用しない。

(補則)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

別表 1

助成対象	景観形成地区又は風景形成地域内において、 景観形成に寄与するうえで必要な経費	助成率	助成限度額 (千円)
建築物・工作物	建築物の外観の修景に係る工事費	1/4	500
	門、塀の修景に係る工事費	1/4	250
	外観の修景に係る工事費（かき、柵、擁壁等）	1/4	250
その他	その他助成することが適当と認められる行為 に要する経費	1/4	500

（備考）外観部分とは、屋根及び道路等公共空間に面する建築物等の壁面、門、塀等の部分をいう。

別表 2

助成対象	景観形成重要建造物等の保存、修復等に要する経費	助成率	助成限度額 (千円)
建築物・工作物	基本・実施設計費及び工事管理費	1/3	600
	建築物本体工事費	1/3	1,000
	門、塀の修景に係る工事費	1/3	600
	外観の修景に係る工事費（かき、柵、擁壁等）	1/3	600

（備考）外観部分とは、屋根及び道路等公共空間に面する建築物等の壁面、門、塀等の部分をいう。

別表 3

助成対象	景観樹木等の保存に要する経費	助成率	助成限度額 (千円)
景観樹木等	樹木医の診断及び治療に要する費用並びに 移植費用	1/3	300

別表 4

助成対象	占有敷地の緑化に要する経費	助成率又は助成額	助成限度額 (千円)
生け垣	生け垣（樹木の植栽）の 設置に要する経費	算定基礎（植物延長 1 m につき 10,000 円以内）から得た額の 3 分の 2 以内	150
	生け垣（つる性植物の植栽）の設置に要する経費	算定基礎（植物延長 1 m につき 5,000 円以内）から得た額の 3 分の 2 以内	75

ブロック塀等の撤去	ブロック塀等の撤去工事(生け垣設置工事に伴うもの)に要する経費	算定基礎(とりこわす塀の延長1mにつき3,000円以内。ただし、植栽延長を超えないもの)から得た額の3分の2以内	40
上記生け垣を除く植栽	大規模建築物等の敷地への樹木の植栽に要する経費	1本につき20,000円以内	200
	シンボルツリーの植栽に要する経費	1本につき20,000円以内	40

(備考) 当該助成にあたっては、別に定める基準に適合することを要する。

別表 5

助成対象	景観まちづくり市民協定の区域内において、景観まちづくりに寄与するうえで必要な経費	助成率	助成限度額 (千円)
建築物・工作物	建築物の外観の修景に係る工事費	1/4	200
	門、塀の修景に係る工事費	1/4	100
	外観の修景に係る工事費(かき、柵、擁壁等)	1/4	100
その他	その他助成することが適当と認められる行為に要する経費	1/4	200

(備考) 外観部分とは、屋根及び道路等公共空間に面する建築物等の壁面、門、塀等の部分をいう。

占有敷地の緑化助成に係る助成基準（別表 4 関係）

市長は、下記に掲げる第 1 項第 1 号から第 4 号までのすべての条件を満たす第 2 項各号の行為を行う者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

記

1

（1）景観形成地区、風景形成地域、景観まちづくり市民協定、地区計画等又は建築協定の区域内における行為であること。（大規模建築物の場合は当該区域内であることを要しない。）

（2）当該助成を受けようとする行為が、前記（1）の区域における景観形成基準等として定められていること。（大規模建築物等の場合は、大規模建築物等景観形成基準に植栽の方法として定められていることのみで足りる。）

（3）当該助成を受けようとする行為が、住宅、共同住宅、事務所、店舗、工場又は事業用駐車場の敷地内に設置するものであること。

（4）当該助成を受けようとする行為が、道路（一般通行の用に供されている私道を含む。）又は水路（以下「道路等」という。）に面し、外部から眺望できるものであること。

2

（1）生け垣（樹木の栽培又はつる性植物の植栽）の設置を行う場合は、1 敷地当たり道路等に面する部分の延長が 3 メートル以上の部分に植栽するものであること。

（2）生け垣（樹木の植栽）の設置を行う場合は、延長 1 メートルにつき 3 本以上の常緑樹を植樹するものであること。（ネットフェンス等の透視性のあるものを併設することも可）

（3）生け垣（樹木の植栽）の植栽地の盛土をブロック等で囲む場合は、盛土の高さが宅地面から概ね 60 センチメートル以下であること。

(4) 生け垣（つる性植物の植栽）の設置を行う場合は、ネットフェンス、ブロック塀又はコンクリート塀等を被覆するものであること。

(5) 大規模建築物等の敷地への樹木の植栽（前記（1）から（4）に掲げる生け垣の設置に該当しないもの）を行う場合は、将来高木（概ね3メートル以上）となり、周辺の街路樹や既存の植生との連続性に配慮した樹種であること。

(6) シンボルツリーの植栽（前記（1）から（4）に掲げる生け垣の設置に該当しないもの）を行う場合は、大規模建築物等の敷地への樹木の植栽に係る前記（5）の条件を概ね準用したものであること。（大規模建築物等の敷地内における行為に限らない。）